

令和8年2月17日

被保険者様

京都府農協健康保険組合  
理事長 中川 泰宏

## 子育て支援金制度創設による組合規約の一部変更について

令和8年2月16日開催の第131回組合会において、下記のとおり「子ども・子育て支援金」の項目が追加されましたので、公告します。

## 記

## 1. 新旧対照表

新	旧
(子ども・子育て支援金額の負担割合) 第45条の4 子ども・子育て支援金額の2分の1 は事業主、2分の1は被保険者において 負担する。  (予備費の費途) 第48条の3 子ども勘定のうち、予備費を充てるこ とのできる費途は、次の各号に掲げるも のとする。 (1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 子ども・子育て支援金還付金 (3) 雑支出  (準備金の保有方法) 第49条の2 介護納付金及び子ども・子育て支援納 付金に係る準備金は、原則として前項第 1号、または第2号の方法によって保有 しなければならない。	(新設)  (新設)  (準備金の保有方法) 第49条の2 介護納付金に係る準備金は、原則とし て前項第1号、または第2号の方法によ って保有しなければならない。